

## V 障害児支援の最近の動きについて

# 第4期障害福祉計画（平成27～29年度）に係る 国の基本指針の告示について

- 第3期障害福祉計画（H24～26年度）に係る基本指針においては、根拠法が異なることから、児童福祉法に基づく障害児支援（児童発達支援センター、障害児入所支援等）への言及は限らされていましたが、今後、子育て支援全般に関する子ども・子育て支援法に基づく都道府県・市町村の計画が作成され、その中で障害児支援について言及されることも踏まえ、第4期計画に係る指針においては障害児支援についても言及し、各都道府県・市町村における対応について定めることとした。
- 本年1月26日開催の社会保障審議会障害者部会において、基本指針の考え方等について了解をいたしましたことから、告示に向けて省内手続きを進め、5月15日付けて告示された。

## (参考) 基本指針で障害児支援に関して新たに定められた事項

26.5.15 大臣告示  
のうち障害児支援に関する内容をまとめたもの

### <障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方>

- 「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならぬい」という子ども・子育て支援法の規定等を踏まえ、
  - ・ 障害福祉サービス、障害児支援等の専門的な支援の確保及び教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、
  - ・ 乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。
- 都道府県及び市町村は、障害児を支援する体制を確保するために、障害児通所支援及び障害児入所支援の整備の実現に努めるものとする。

### <子ども・子育て支援事業計画との連携>

- 障害福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画(市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)とも調和が保たれたものとすることが**必要**である。

## <障害児支援のための計画的な基盤整備>

- 計画的な基盤整備を行う上で障害児支援の種別ごとの必要量を見込むに当たっては、可能な限り**障害児支援の利用実態及びニーズの把握**を行い、現在の**利用実績等に関する分析**、障害児及びその家族の支援の**利用に関する意向等を勘案した上で、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて設定することが適当である。**
- 障害児支援の基盤整備の計画を設定するに当たっては、以下について特に配慮が必要である。
  - 1 児童発達支援センター及び障害児入所施設を中心とした地域支援体制の整備  
(**児童発達支援センター**: 専門的機能の強化等を通じた重層的な障害児支援の体制整備。特に、保育所等訪問支援等の実施体制構築が望ましい。障害児入所施設: 専門的機能の強化、様々なニーズに対応する療育機関としての役割。特に、短期入所や親子入所等の実施体制整備が望ましい。)
  - 2 子育て支援に係る施策との連携  
(**子育て支援担当部局との連携体制の確保**)
  - 3 教育との連携  
(**教育委員会等との連携体制の確保**)
  - 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備  
(**重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援の基盤整備の強化、虐待を受けた障害児等に対する障害児入所施設における小規模グループケアの提供等**)
  - 5 障害児通所支援及び障害児入所支援の一体化の方針策定  
(**都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一體的な方針を策定することが必要。**)

# 「障害児支援の在り方に関する検討会」の状況等について

H26.1月  
検討会の  
立ち上げ

H26.4月～5月  
関係団体ヒアリング

H26.7月9日  
報告書とりまとめ

(今後の主な日程)  
① 平成27年度報酬改定  
② 障害者総合支援法施行後  
3年を目途とした制度見直し

(構成員名簿：合計19名)

朝具 橋	芳吉 章	宏伸	早苗 英喜	篤霧 喜霧	峰 公彦	仁 正	三 進	齋 正	寿 博	義 明	次 善	善 広	一 順	郎 渡辺
市川 大塚	大濱 大南	岡田 柏女	片桐 加藤	佐藤 高田	木 中	中 畑	中 木	木 田	雅	正	義	善	一 順	郎 渡辺
立上り	立ち上げ	立ち上げ												
検討会の 立ち上げ														

\* 左記構成員に  
加えて、合計21団体  
からのヒアリング等を  
実施して意見を聴取

(敬称略、五十音順)

# 今後の障害児支援の在り方について

～「発達支援」が必要な子どもへの支援はどうあるべきか～

平成26年7月16日  
障害児支援の在り方にに関する検討会  
**(報告書のポイント)**

## 基本理念

- 地域社会への参加・包容(イシクルーション)の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮

## 障害児本人の最善の利益の保障

### 家族支援の重視

## 地域における「縦横連携」の推進

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援(縦の連携)  
○ 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立(横の連携)

## 相談支援の推進

- 児童相談所等との連携
- 支援に関する情報の共有化

## 支援者の専門性の向上等

## <報告書提言の主な内容(1)>

### ① 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

- 児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制(各センターによる保育所等訪問支援・障害児相談支援体制の実施等)
- 保育所等訪問支援の充実、入所施設への有期・有目的入所の検討
- 障害児相談支援の役割の拡充、ワンストップ対応を目指した子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携
- (自立支援)協議会の活性化、支援に関する情報の共有化を目的とした「サポートファイル」の活用
- 障害福祉計画における障害児支援の記載義務の法定化
- 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実
- ライフステージごとの支援(乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後)
- 保護者の「気づき」の段階から支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、障害児等療育支援事業等の活用
- 教育支援委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携

## <報告書提言の主な内容(2)>

### ③ 特別に配慮された支援が必要な障害児のための医療・福祉の連携

- 福祉の専門家だけでは適切に対応できることを念頭に置いた医療・福祉の連携、医療機関や入所施設の専門性を活用した研修の実施
- 強度行動障害支援者養成研修の推進、重症心身障害児者の地域支援のコーディネート機能を持つ中核機関の整備に向けた検討

### ④ 家族支援の充実

- ペアレント・トレーニングの推進、精神面のケア、ケアを一時的に代行する支援、保護者の就労のための支援、家族の活動、障害児のきょうだい支援

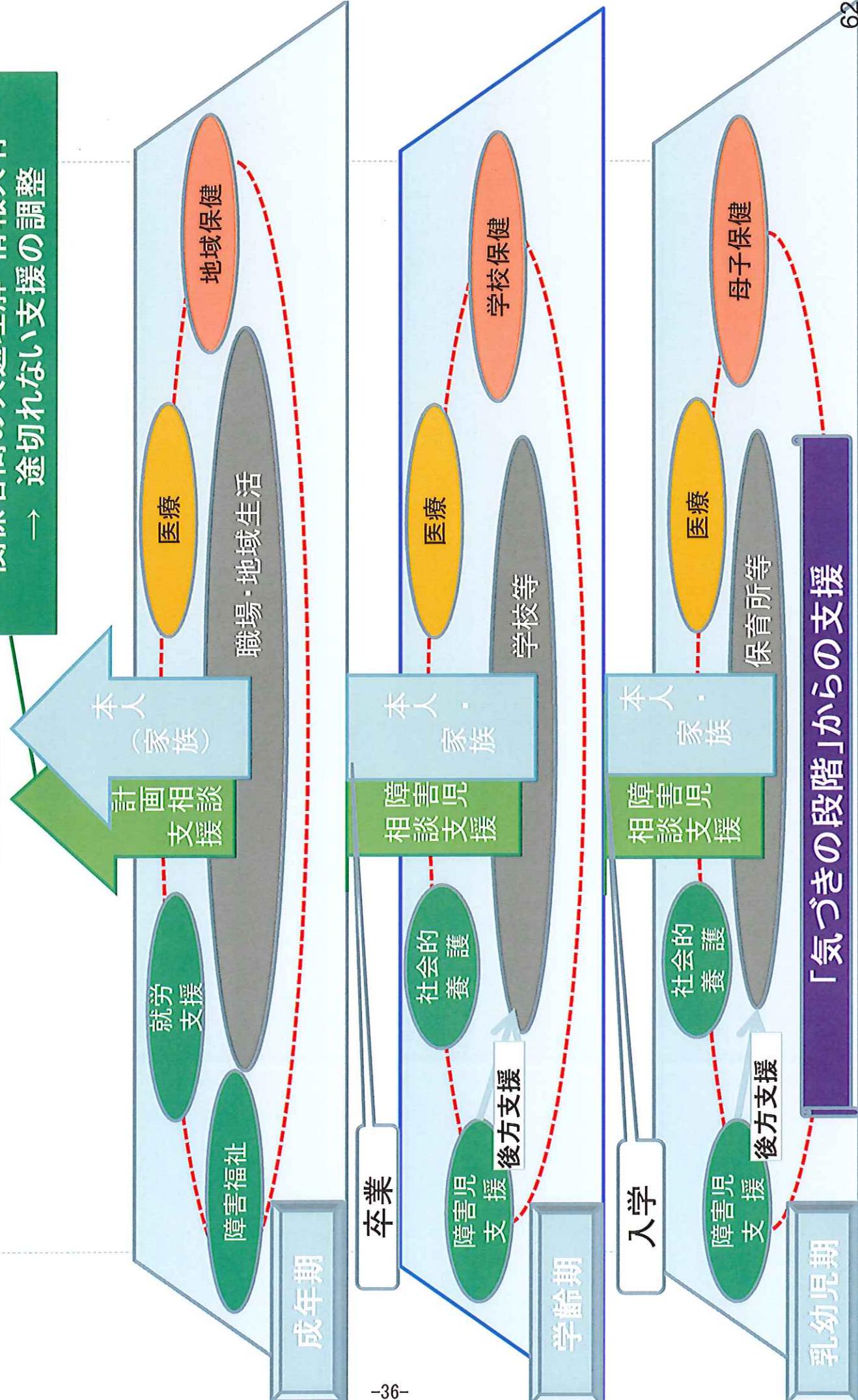
### ⑤ 個々のサービスの質のさらなる確保

- 一元化を踏まえた職員配置等の検討、放課後等デイサービス等の障害児支援に関するガイドラインの策定
- 児童養護施設等の対応を踏まえた障害児入所施設の環境改善及び措置入所を含めた障害児入所支援の在り方の検討

→ 子ども・子育て支援及び障害児支援の計画的進展のための関連部門の連携

## 地域における「縦横連携」のイメージ

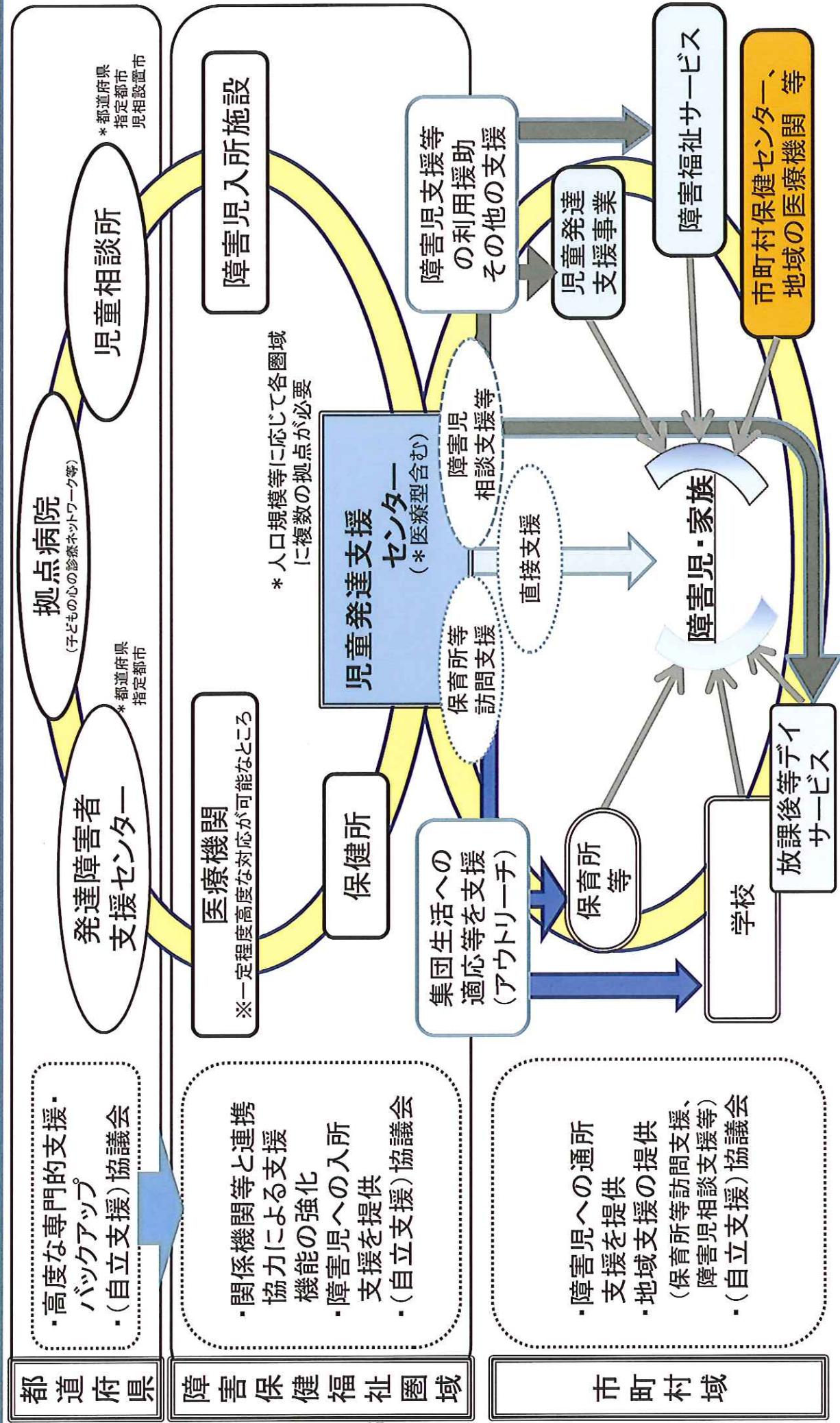
関係者間の共通理解・情報共有  
→ 途切れないと支援の調整



## 障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージ

### 参考資料3

各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にして、重層的な支援体制を構築する必要。



## 参考資料4

## 障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の連携 の推進(イメージ)

